

平成23年5月11日  
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の  
肥育牛補填金単価について【平成22年度第4四半期】

平成22年度第4四半期（平成23年1月から3月まで）に販売された生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱附則10及び19の肥育牛補填金の単価については、下記のとおりです。

記

青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県、  
長野県、新潟県、宮崎県、熊本県及び鹿児島県

肉専用種	交雑種	乳用種
—	26,700円	41,400円

注：本事業は、新たな事業として基金の運営、管理を平成22年4月から開始したことから、補填金交付額に見合う財源を確保できない場合、肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）同様に、上記補填金単価を減額することがあります。

- 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（抜粋）  
第5の6の（10）のアの（イ）  
県団体は、肥育安定基金の全額を取り崩してもなお支払うべき肥育牛補填金の額に不足が生じる場合は、理事長の承認を受けて、補填金単価を減額することができるものとする。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課  
担当：石原、藤島  
電話：03-3583-8562

平成23年5月24日  
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の  
肥育牛補填金単価について【平成22年度第4四半期】

平成22年度第4四半期（平成23年1月から3月まで）に販売された生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱附則22の肥育牛補填金の単価については、下記のとおりです。

記

福島県

肉専用種	交雑種	乳用種
—	26,700円	41,400円

注：本事業は、新たな事業として基金の運営、管理を平成22年4月から開始したことから、補填金交付額に見合う財源を確保できない場合、肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）同様に、上記補填金単価を減額することがあります。

- 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（抜粋）  
第5の6の（10）のアの（イ）  
県団体は、肥育安定基金の全額を取り崩してもなお支払うべき肥育牛補填金の額に不足が生じる場合は、理事長の承認を受けて、補填金単価を減額することができるものとする。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課  
担当：石原、藤島  
電話：03-3583-8562